

## 差止請求書

2018（平成30）年4月25日

東京都渋谷区南平台町13番15号

株式会社エーチーム・アカデミー

代表取締役 柿崎 裕治 殿

東京都千代田区六番町15番地 6階

適格消費者団体・特定非営利活動法人

消費者機構日本

代表理事 佐々木 幸孝

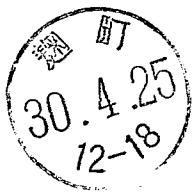
連絡先【事務局】 五藤

電話 03-5212-3066

FAX 03-5216-6077

私ども消費者機構日本（以下「当機構」といいます。）

は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の拡大防止を図ることを目的に、消費生活の専門家と法律



の専門家並びに消費者団体などから構成されている特定非営利活動法人です。また、消費者契約法第13条に基づき、<sup>一字加入</sup>内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。

当機構は、昨年9月4日付で、貴社に対し、消費者契約法第12条に基づき、申入れを文書にて行い、これに対する昨年10月19日付け貴社の回答書に対して、同年1月17日付で、再申入れを文書にて行い、更に、昨年12月26日及び本年2月9日にも回答を要請する文書を送付しましたが、貴社からの回答がありませんでした。

そこで、当機構は、貴社に対し、消費者契約法第41条第1項の請求として本差止請求書を送付いたします。つきましては、本差止請求に対して、本書到達後1週間以内に、<sup>一字加入</sup>本書に従い是正したことが確認できる文書による回答をお願いいたします。

なお、本書到達から1週間経過後に、貴社の是正措置が<sup>30.4.2</sup>  
<sup>12-18</sup>確認できなかった場合には、当機構は貴社に対して差止請求訴訟を提起することができます。

また、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを申し添えます。



## I. 請求の要旨

1 貴社は、消費者との間で、契約をするに際し、下記内容の意思表示を行わないこと

記

(1) 退学の際、すでに納入している入学時諸費用を返金しないとの意思表示

(2) 除籍処分の場合、すでに納入している入学時諸費用を返金しないとの意思表示

2 貴社は、前項の意思表示が記載された契約書、約款、学則その他一切の表示を破棄すること

3 貴社は、その従業員らに対し、第1項記載の意思表示を行ってはならないこと及び前項記載の契約書、約款、学則その他一切の表示を破棄して使用しないことを周知徹底させる措置をとること

をそれぞれ請求します。

## II. 紛争の要点

1 入学時諸費用の不返還条項が消費者契約法第9条第1号に違反すること

4-25  
2-18

(1) 貴社が運営する「エーチーム・アカデミー」（以下「本件学校」といいます。）の「エーチーム・アカデミー学則」（以下「本件学則」といいます。）には、下記のとおり定められています（以下「本件不返還条項」といいます。）。

記

ア 「退学の際、すでに納入している入学時諸費用について  
は返金しない。」（第17条第3項）

イ 「除籍処分になった者については、第17条の3  
を準用する。」（第18条第2項）

ウ 「オリエンテーション実施日（当日を含む）以後  
の退学等の場合は、入学時諸費用については返金をし  
ない。」（第21条第3項）

(2) 貴社が運営する本件学校と顧客との受講契約（以下、「本契約」と言います。）は民法上の準委任契約又は、これに類似する無名契約に該当します。そして、準委任契約では、準委任者（本契約では、受講生）は原則としていつでも任意に本契約を解除することが認められております（民法第656条、第651条1項）。また、準委任契約に類似する無名契約であるとしても、その性

質上、当然に受講生がいつでも任意に本契約を解除することが認められております。そして、受講生は消費者であることから、貴社と受講生との契約については消費者契約法が適用になります。

消費者契約法においては、消費者契約を解除した場合に当該消費者契約の解除に伴う損害賠償予定額又は違約金の定めは、それらの合算額について「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超える」部分は無効と定められております（消費者契約法第9条第1号）。

ところが、本件学則には、前記のとおり、オリエンテーション実施日（当日を含む）以後は、退学及び除籍処分（以下「退学等」といいます。）の場合には入学時諸費用を返金しない旨定められています。

しかし、本件学校は、入学時期が特定されておらず、年1回に限定されるとは考えられません。また、入学資格としては、「入学オーディションに合格した者」のほか、「本校が認定したプロダクションの推薦を受けた者」「その他学校が認めた者」にも認められていること



から（本件学則第14条），貴社の入学時諸費用を「入学し得る地位の対価」として位置付けることは困難であり，純粹に入学準備のための諸手続費用であり，契約締結・履行のために通常必要とする費用と考えることが妥当と考えられます。入学時諸費用が38万円であって，就学期間1年間の授業料合計36万円をも上回ることに鑑みても，オリエンテーション実施日（当日を含む）後の退学等の場合でも，入学時諸費用全額に及ぶほどの平均的損害が貴社に生ずることはないと考えられます。

このようなことから，オリエンテーション実施日（当日を含む）後の退学等の場合に，受講生に入学時諸費用の返金を行わない本件不返還条項は，平均的損害を超えた損害賠償の額の予定又は違約金の定めであり，消費者契約法第9条第1号に違反する不当条項と解されますので，平均的損害の額を超える部分については無効です。

## 2 結論

以上の理由により，当機構は，貴社に対し，請求の要旨記載の措置をとることを請求いたします。

なお，本書は，消費者契約法第41条第1項に基づく

差止請求ですので、本書面到達から1週間経過後に、本書に従った貴社の是正措置がなされていない場合には、後記裁判所に提訴する予定です。

### III. 訴えを提起する予定の裁判所

東京地方裁判所

以上

この郵便物は平成 30 年 4 月 25 日  
第 51236 号書留内容証明郵便物として  
差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

